

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次

規 則

○北海道知事政策部の事務処理の特例に関する条例第2条ただし書の規則で定める場合を定める規則.....(知事政策部参事)	1
○北海道経済部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則.....(経済政策室)	2
○札幌医科大学条例施行規則の一部を改正する規則.....(総務部総務課)	2
○非常勤職員の費用弁償の特例に関する規則等の一部を改正する規則.....(人事課)	3
○北海道居住施設管理規則の一部を改正する規則.....(職員厚生課)	3
○北海道立野幌森林公園駐車場管理規則の一部を改正する規則.....(自然環境課)	4
○北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則.....(道立病院管理室)	4
○北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....(保健福祉部総務課)	4
○薬事法施行細則の一部を改正する規則.....(医務薬務課)	4
○老人福祉法施行細則の一部を改正する規則.....(高齢者保健福祉課)	6
○北海道立肢体不自由児総合療育センター付設母子入院施設入院規則の一部を改正する規則.....(障害者保健福祉課)	6
○生活保護法施行細則の一部を改正する規則.....(保護課)	6
○北海道立工業試験場設備使用及び依頼試験分析等に関する規則の一部を改正する規則.....(産業支援課)	15
○北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則.....(人材育成課)	15
○北海道農政部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....(農政課)	15
○北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則.....(農業経営課)	16
○北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則.....(水産経営課)	17
○北海道立水産試験場依頼分析等及び設備の使用に関する規則の一部を改正する規則.....(水産振興課)	17
○北海道漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則.....(漁港漁村課)	17
○北海道知的障害者総合援護施設条例施行規則を廃止する規則...(障害者保健福祉課)	17

○北海道身体障害者総合更生援護施設条例施行規則を廃止する規則.....(障害者保健福祉課)	18
○通訳案内業法施行細則を廃止する規則.....(観光のくにづくり推進室)	18
○北海道国土調査事業負担金交付規則を廃止する規則.....(農地調整課)	18

訓 令

○法規審査委員会規程の一部を改正する訓令.....(法制文書課)	18
○損害賠償委員会規程の一部を改正する訓令.....(法制文書課)	18
○北海道文書管理規程の一部を改正する訓令.....(法制文書課)	18
○北海道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令.....(管財課)	20

北 海 道

北海道教育委員会 訓令

北 海 道 企 業 局

○北海道苫小牧東部開発本部規程の一部を改正する訓令.....(産業立地課)	21
---------------------------------------	----

北 海 道

北海道教育委員会 訓令

北海道警察本部

○北海道経済・雇用対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令...(知事政策部参事)	22
○消費生活安定会議規程の一部を改正する訓令.....(生活振興課)	22
○北海道人権施策推進本部設置規程の一部を改正する訓令.....(生活振興課)	22
○北海道青少年健全育成推進本部設置規程の一部を改正する訓令.....(生活文化・青少年室)	22

○北海道男女平等参画推進本部設置規程の一部を改正する訓令(男女平等参画推進室)	23
---	----

○北海道交通安全総合対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令(交通安全対策室)	23
---	----

北 海 道

北海道教育委員会 訓令

北海道警察本部

北 海 道 企 業 局

○新しい総合計画検討委員会設置規程.....(計画室)	23
-----------------------------	----

規 則

北海道知事政策部の事務処理の特例に関する条例第2条ただし書の規則で定める場合を定める規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第19号

北海道知事政策部の事務処理の特例に関する条例第2条ただし書の規則で定める場合を定める規則

北海道知事政策部の事務処理の特例に関する条例（平成18年北海道条例第3号。以下「特例条例」という。）第2条ただし書の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 一般旅券の発給を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、その配偶者又は2親等内の親族が疾病、事故、天災等により死亡した場合又はその傷病の程度が重篤な場合において、緊急に渡航する必要があると認められるとき。
- (2) 申請者が、業務上の理由により早急に渡航する必要がある場合において、その者が記録されている住民基本台帳を備える特例条例別表に掲げる市町（以下単に「市町」という。）において一般旅券の発給を申請するとすれば渡航予定日前に当該旅券の交付を受けることが困難であると認められるとき。
- (3) 申請者が、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町の区域以外の区域に所在する居所に一定期間滞在する必要があるため、当該市町において一般旅券の発給を申請することが困難であると認められる場合
- (4) 前3号に定める場合のほか、申請者が、やむを得ない理由によりその者が記録されている住民基本台帳を備える市町において一般旅券の発給を申請することが困難であると認められる場合

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第20号

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道経済部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第16号。以下「特例条例」という。）に基づき、特例条例の定めるところにより市町村が処理することとされる事務のうち規則に基づく事務の範囲について定めるものとする。

（市町村が処理する事務の範囲）

第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

1 特例条例別表第1の1の2の項 ⁽⁶¹⁾ に規定する火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	火薬類取締法施行細則（昭和29年北海道規則第146号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 規則第6条の2第2項の規定による廃止届の受理 (2) 規則第8条第2項の規定による火薬庫外貯蔵場所指示書の交付 (3) 規則第17条第1項の規定による消費許可証の交付 (4) 規則第21条の規定による廃棄許可証の交付 (5) 規則第24条の規定による指定書の交付
---	---

2 特例条例別表第1の2の2の項 ⁽¹⁹⁾ に規定する武器等製造法（昭和28年法律第145号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	武器等製造法施行細則（昭和28年北海道規則第184号）第4条の2の規定による猟銃等製造事業許可申請書又は猟銃等販売事業許可申請書の記載事項の変更の報告の受理
---	--

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

札幌医科大学条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第21号

札幌医科大学条例施行規則の一部を改正する規則

札幌医科大学条例施行規則（昭和31年北海道規則第143号）の一部を次のように改正する。

第4条中「に博士課程を、」を「及び」に改め、「修士課程及び」を削り、同条第2号中「看護学（修士課程）」を「看護学」に、「理学療法学・作業療法学（博士課程）」を「理学療法学・作業療法学」に改める。

第8条第2号の表中

看 護 学	12人	24人
-------	-----	-----

を

看 護 学 （博士課程前期）	12人	24人
看 護 学 （博士課程後期）	2人	6人

に、「30人」を「32人」に、「66人」を

「72人」に改める。

第9条第2項第2号中アを削り、イをアとし、ウをイとする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

非常勤職員の費用弁償の特例に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第22号

非常勤職員の費用弁償の特例に関する規則等の一部を改正する規則

（非常勤職員の費用弁償の特例に関する規則の一部改正）

第1条 非常勤職員の費用弁償の特例に関する規則（昭和31年北海道規則第159号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表家畜防疫員及び養鶏振興法第5条に規定する標準鶏の認定を行う者の項中「2級」を「1級」に改め、同表企業診断員の項中「7級又は6級」を「5級又は4級」に、「5級又は4級」を「3級」に改め、同表精神衛生指定医及び医療扶助業務嘱託医の項及び同表産業医の項中「7級又は6級」を「5級又は4級」に改め、同表婦人相談員及び母子自立支援員の項中「2級」を「1級」に改め、同表病院等診療業務委嘱医の項中「5級、4級又は3級」を「3級又は2級」に改め、同表学校医及び学校歯科医の項中「7級又は6級」を「5級又は4級」に改め、同表学校薬剤師及び時間講師の項中「5級又は4級」を「3級」に改め、同表北海道年少就職者定着指導員の項中「8級、7級又は6級」を「6級、5級又は4級」に改め、同表道政研究員の項中「10級又は9級」を「8級又は7級」に改める。

（災害救助法施行細則の一部改正）

第2条 災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表^(ア)医師及び歯科医師の項中「10級又は9級」を「8級又は7級」に改め、同表^(イ)薬剤師の項中「3級」を「2級」に改め、同表^(ウ)保健師、助産師及び看護師の項中「2級」を「1級」に改め、同表^(エ)土木技術者及び建築技術者の項中「7級又は6級」を「5級又は4級」に改め、同表^(オ)大工、左官及びとび職の項中「5級又は4級」を「3級」に改める。

（北海道精神障害者措置入院費徴収等規則の一部改正）

第3条 北海道精神障害者措置入院費徴収等規則（昭和34年北海道規則第58号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「5級」を「3級」に改める。

（北海道財務規則の一部改正）

第4条 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の一部を次のように改正する。

第27号様式その1中「9級」を「7級」に、「8級」を「6級」に改める。

（北海道公安委員会公聴会参加者費用弁償規則の一部改正）

第5条 北海道公安委員会公聴会参加者費用弁償規則（昭和24年北海道規則第231号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「8級」を「6級」に改める。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則（第4条を除く。）による改正後の非常勤職員の費用弁償の特例に関する規則等の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

北海道居住施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第23号

北海道居住施設管理規則の一部を改正する規則

北海道居住施設管理規則（昭和39年北海道規則第111号）の一部を次のように改正する。

目次中「第23条」を「第24条」に、「第24条」を「第25条」に改める。

第1条中「昭和45年北海道規則第30号」の次に「。以下「財務規則」という。」を加える。

第2条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2）公邸使用者 財務規則第205条の4第1号アからオまでに掲げる特別職の職員であることにより公邸を使用することとなった者をいう。

第20条を次のように改める。

（公邸の使用）

第20条 公邸（専ら公邸使用者の私用に供する部分（以下「私用部分」という。）に限る。）の使用については当該公邸使用者から公邸料を徴収し、公邸（私用部分以外の部分（以下「公用部分」という。）に限る。）の使用については無料とする。

2 公邸料は、月額によるものとし、第13条第3項に規定する算定基準に準じて別に知事が定める基準により、各公邸につきその居住施設管理者が決定する。

3 前項の規定にかかわらず、新たに公邸の使用を開始した場合又は公邸を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の公邸料は日割計算による。

4 前2項の規定にかかわらず、財務規則第205条の4第1号アに掲げる特別職の職員である公邸使用者に係る公邸料は、他に生活の本拠としている住居がある場合その他知事の定

める場合にあっては、当該公邸での滞在日数に応じて日割計算して得た額とすることができる。

5 公邸料は、知事が定める期日までに納付しなければならない。

第24条を第25条とし、第3章中第23条を第24条とする。

第22条中「宿舍入居者及び公邸の利用者」を「公邸利用者及び宿舍入居者」に、「もっぱら居住者の私用に供する部分以外の部分」を「公用部分」に改め、同条を第23条とする。

第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

（宿舍の使用）

第21条 宿舍の使用については、無料とする。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から公邸を使用している者で施行日においてこの規則による改正後の北海道居住施設管理規則（以下「改正後の規則」という。）第23条において準用する北海道居住施設管理規則第16条第1項第1号に該当するものに係る公邸の使用については、改正後の規則第20条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北海道立野幌森林公園駐車場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第24号

北海道立野幌森林公園駐車場管理規則の一部を改正する規則

北海道立野幌森林公園駐車場管理規則（昭和46年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条」を「第6条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第25号

北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「道立病院管理室」を「道立病院管理局」に、「庶務事務」を「出納事務」に改める。

第10条第2項中「道立病院管理室長」を「道立病院管理局長」に改め、同条第3項第3号中「1,000万円」を「2,000万円」に改める。

第81条の2及び第200条第3項中「道立病院管理室」を「道立病院管理局」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第26号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年北海道規則第88号）の一部を次のように改正する。

第2条の表1の3の項中「別表第1の3の項(71)」を「別表第1の3の項(75)」に改め、同項を同表1の4の項とし、同表1の2の項の次に次のように加える。

1の3 特例条例別表第1の2の4の項(9)に規定する社会福祉法（昭和26年法律第45号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

社会福祉法施行細則（昭和28年北海道規則第154号）及び老人福祉法施行細則（昭和38年北海道規則第152号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
(1) 社会福祉法施行細則第9条の規定による社会福祉事業（国、都道府県及び市町村以外の者が軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。）を経営する第一種社会福祉事業に限る。）の事業計画書及び予算書並びに事業成績書及び決算書の受理
(2) 老人福祉法施行細則第18条において準用する同規則第13条の規定による老人福祉施設（軽費老人ホームに限る。）を設置する者（国、都道府県及び市町村を除く。）がとった措置に係る報告書の受理

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第27号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則（昭和36年北海道規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「市」の次に「（以下「保健所を設置する市」という。）」を、「及び北海道以外の都府県に住所」の次に「又は」を加える。

第3条中「第30条」を「第146条」に改める。

第11条第4号中「及び第40条第2項」を「並びに第40条第1項及び第2項」に改め、「医薬品の販売業」の次に「（保健所を設置する市又は北海道以外の都府県に住所又は主たる事務所を有する者が行う配置販売業を除く。以下この条において同じ。）」を、「又は」の次に「高度管理医療機器若しくは特定保守管理医療機器（以下この条において「高度管理医療機器等」という。）若しくは」を加え、同条第22号中「配置販売業者等」を「配置販売業者（保健所を設置する市又は北海道以外の都府県に住所又は主たる事務所を有するものを除く。第77号において同じ。）又はその配置員」に改め、同条中第79号を第84号とし、第78号を第82号とし、同号の次に次の1号を加える。

（83）第8条第3項の規定による配置販売業者等の身分証明書の返納の受理に関すること。

第11条中第77号を第81号とし、同条第76号中「管理医療機器」を「医療機器」に改め、「賃貸業者」の次に「その他医薬品等を業務上取り扱う者」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、知事が自らその権限を行うことを妨げるものではない。

第11条中第76号を第80号とし、同条第75号中「よる」の次に「配置販売業者又は特例販売業者が指定を受けた」を加え、同号を同条第77号とし、同号の次に次の2号を加える。

（78）省令第160条第3項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業に係る許可申請の添付書類に係る認定に関すること。

（79）省令第174条第4項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業に係る変更届出の添付書類に係る認定に関すること。

第11条中第74号を第76号とし、第69号から第73号までを2号ずつ繰り下げ、同条第68号中「基準に係る認定」を「認定（保健所を設置する市又は北海道以外の都府県に住所又は主たる事務所を有する配置販売業者に係るものを除く。）」に改め、同号を同条第70号とし、同条中第67号を第69号とし、同条第66号中「又は医薬品の販売業」を「、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業」に改め、同号を同条第68号とし、同条第65号中「又は医薬品の販売業」を「、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業」に改め、同号を同条第67号とし、同条第64号中「又は医薬品の販売業」を「、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業」に改め、同号を同条第66号と

し、同条第63号中「又は医薬品の販売業」を「、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業」に改め、同号を同条第65号とし、同条第62号中「又は医薬品の販売業」を「、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業」に改め、同号を同条第64号とし、同条中第61号を第63号とし、同条第60号中「又は医薬品の販売業」を「、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業」に改め、同号を同条第62号とし、同条中第59号を第61号とし、第44号から第58号までを2号ずつ繰り下げ、同条第43号中「又は第24条第2項」を「、法第24条第2項の規定による許可（保健所を設置する市又は北海道以外の都府県に住所又は主たる事務所を有する配置販売業に係るものを除く。）又は法第39条第4項」に改め、同号を同条第45号とし、同条第42号中「販売業又は」の次に「高度管理医療機器等若しくは」を加え、同号を同条第44号とし、同条中第41号を第43号とし、第40号を第42号とし、第39号を第41号とし、同条第38号中「よる」の次に「配置販売業（保健所を設置する市又は北海道以外の都府県に住所又は主たる事務所を有する者が行うものを除く。）の」を加え、同号を同条第40号とし、同条第37号中「管理医療機器」を「医療機器」に改め、同号を同条第39号とし、同条第36号中「医療機器」を「高度管理医療機器等若しくは管理医療機器」に改め、同号を同条第38号とし、同条第35号中「医療機器」を「高度管理医療機器等若しくは管理医療機器」に改め、同号を同条第37号とし、同条中第34号を第36号とし、同条第33号中「医療機器」を「高度管理医療機器等若しくは管理医療機器」に改め、同号を同条第35号とし、同条中第32号を第34号とし、第28号から第31号までを2号ずつ繰り下げ、同条第27号中「又は医療機器」を「（保健所を設置する市又は北海道以外の都府県に住所又は主たる事務所を有する配置販売業者を除く。以下この条において同じ。）若しくは高度管理医療機器等若しくは管理医療機器」に、「、立入検査又は」を「若しくは立入検査又は従業員その他の関係者に対する」に改め、同号を同条第29号とし、同条第26号中「又は法」を「若しくは法」に、「、立入検査又は」を「若しくは立入検査又は従業員その他の関係者に対する」に改め、同号を同条第28号とし、同条中第25号を第27号とし、第24号を第26号とし、同条第23号の次に次の2号を加える。

（24）法第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可に関すること。

（25）法第39条第4項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の更新に関すること。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「北海道知事 保健所長」を「保健所長」に改める。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定（「及び北海道以外の都府県に住所」の次に「又は」を加える部分に限る。）及び第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

氏 名

[illegible]

07										
08										
不在出奔者の内容	氏名	続柄	生年月日	不在の時期	推定原因	推定居住地				
年金の状況	該当者	種別	記号番号	年金額	支給月等					
他法の状況	該当者	種別	事		由					
備考										

(裏面)

住居の状況	区分	規模構造	建面積	室数	電気水道	住宅料	住宅活用の有無及び程度	
				量数				
	氏名	続柄	生年月日	職業	家族人員	生活程度	住所	扶養能力

扶養義務者の状況											
資産の状況	区分	所在地	規模等		時価	利用状況及び保有の要否					
	家屋土地その他										
負債の状況	債権者		金額		借入年月日	借入理由					
別居内容(除入院)	世帯員番号	別居コード	送金コード	級地区(コード)	施設名	日用品	給食	食事費	寄宿	送信先	金融機関名コード
備考											

別記第3号様式(第3条関係)

保護決定調書										決定年月日	
調書1											
ケース番号		世帯主氏名		支払区分		異動内容				異動年月日	
決	所長	課長	係長	担当員	起案年月日	施行年月日				受理簿	
										台帳	

[illegible]

調 書 4		収 入 充 当 額 内 訳 欄																	
No	名 前	収入金額 (1)	収入金額 (2)	収入金額 (3)	収入金額 (4)	収入金額 (5)	職 種	控除率	未 成 年	新 規	実費控除	勤労控除	特別控除	他 控 除	認 定 額				

別記第13号様式を次のように改める。

別記第13号様式（第3条関係）

医 療 券 交 付 処 理 簿

（ 年 月 ）

受給者番号	交付年月日	診療月	ケ ー ス 番 号	受 療 者 氏 名	居 住 地	指定医療機関名	診療別	単独・併用	単給・併給	有効期間	本人支払額	交付方法	担当員印	受領印	備考

別記第25号様式を次のように改める。

別記第25号様式（第7条関係）

その1（申請による保護の開始又は変更の場合）
（表面）

第 号
年 月 日

様

保健福祉事務所長 氏名

保護決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による保護を次のとおり開始（変更）することと決定しましたので通知します。

記

1 保護の種類及び程度

種 類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	一時扶助	冬季生活需要費	合 計	本人支払額
最低生活費							
収入充当額							
扶 助 額							

一時扶助の内訳

生 活	住 宅	教 育	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭

施設事務費

介護扶助自己負担月額

円（事業者名）
円（事業者名）
円（事業者名）

医療扶助自己負担月額

円（事業者名）

2 保護の開始（変更）の時期

年 月 日

3 保護を開始（変更）した理由

4 この決定通知書が申請受理後14日を経過したときはその理由

5 扶助金を受け取るときにはこの通知書と印鑑を持参してください。

（裏面）

- （備考）(1) この決定について不服がある場合には、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) (1)の審査請求に対する裁決についてさらに不服がある場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に再審査請求をすることができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。
- (3) この決定について不服がある場合には、(1)による審査請求に対する裁決があったことを知った日（(2)による再審査請求をしたときは、当該再審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った保健福祉事務所の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- (4) この決定については、(1)の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（生活保護法第69条）。

ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があった日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

その2（職権による保護の開始又は変更の場合）
（表面）

第 号
年 月 日

様

保健福祉事務所長 氏名

保 護 決 定 通 知 書

生活保護法による保護を次のとおり開始（変更）することと決定しましたので通知します。

記

1 保護の種類及び程度

種 類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	一時扶助	冬季生活費	合 計	本人支払額
最低生活費							
収入充当額							
扶 助 額							

一時扶助の内訳

生 活	住 宅	教 育	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭

施設事務費

介護扶助自己負担月額 円（事業者名 ）
円（事業者名 ）
円（事業者名 ）
医療扶助自己負担月額 円（事業者名 ）

- 2 保護の開始（変更）の時期 年 月 日
- 3 保護を開始（変更）した理由
- 4 扶助金を受け取る際にはこの通知書と印鑑を持参してください。

（裏面）

- （備考）(1) この決定について不服がある場合には、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) (1)の審査請求に対する裁決についてさらに不服がある場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に再審査請求をすることができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。
- (3) この決定について不服がある場合には、(1)による審査請求に対する裁決があったことを知った日（(2)による再審査請求をしたときは、当該再審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った保健福祉事務所の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- (4) この決定については、(1)の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（生活保護法第69条）。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ア 審査請求があった日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。
- イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

その3（保護の廃止又は停止の場合）
（表面）

第 号
年 月 日

様

保健福祉事務所長 氏名 ㊟

保 護 廃 止（停 止）決 定 通 知 書

年 月 日 第 号により通知した生活保護法による保護を次のとおり廃止（停止）することと決定しましたので通知します。

記

- 1 廃止（停止）した保護の種類
- 2 停止する期間
- 3 廃止する時期
- 4 廃止（停止）の理由

（裏面）

- （備考）(1) この決定について不服がある場合には、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) (1)の審査請求に対する判決についてさらに不服がある場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に再審査請求をすることができます。ただし、判決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、判決の日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。
- (3) この決定について不服がある場合には、(1)による審査請求に対する判決があったことを知った日（(2)による再審査請求をしたときは、当該再審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った保健福祉事務所の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- (4) この決定については、(1)の審査請求の判決を経た後でなければ、裁判所

に処分の取消しの訴えを提起することができません（生活保護法第69条）。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ア 審査請求があった日の翌日から起算して50日を経過しても判決がないとき。
- イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

その4（保護の申請の却下の場合）

（表面）

第 号
年 月 日

様

保健福祉事務所長 氏名 ㊟

保 護 申 請 却 下 通 知 書

年 月 日付けで申請された生活保護法による保護については次の理由で保護できないので却下します。

記

- 1 却下の理由
- 2 この通知書が申請書受理後14日を経過したときはその理由

（裏面）

- （備考）(1) この決定について不服がある場合には、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) (1)の審査請求に対する判決についてさらに不服がある場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に再審査請求をすることができます。ただし、判決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、判決の日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。
- (3) この決定について不服がある場合には、(1)による審査請求に対する判決

があったことを知った日（(2)による再審査請求をしたときは、当該再審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った保健福祉事務所の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(4) この決定については、(1)の審査請求の判決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（生活保護法第69条）。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があった日の翌日から起算して50日を経過しても判決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第32号様式の2中「扶養届け書」を「扶養届書」に改め、同様式参考の事項中「互に」を「互いに」に、「外」を「ほか」に改め、同様式の（別紙）を次のように改める。

（別紙）

扶 養 届 書

年 月 日

保健福祉事務所長 様

住所
氏名
電話

先に照会のあった に対する扶養について、次のとおり回答します。

1 精神的な支援について

精神的な支援…対象者に対する定期的な訪問、電話、手紙のやり取り、一時的な子どもの預かりなど金銭的な援助以外の対象者へのかかわりのことをいいます。

精神的な支援の可否	可 ・ 不可
支援の開始時期	年 月から（又は既に行っている）
具体的な支援の内容及び頻度	緊急連絡先（電話番号 — — ）

2 金銭的な援助について

金銭的な援助の可否	可 ・ 不可
援助の開始時期	年 月から（又は既に行っている）
援助の方法・程度	① 金銭により毎月（年） 円を送付します。 ② 物品により毎月（年） を 程度送付します。 ③ 氏名 を引き取ります。 ④ その他

3 私の世帯について

(1) 家族構成・収入等の状況				
氏 名	続柄	生年月日	職 業 勤 務 先	平均月収額
上記のうち についての ①税法上の扶養控除を受けている者の氏名 ②会社等から家族手当を受けている者の氏名及び月額 円				
(2) 資産の状況	有・無	①家屋 m ² （坪） ③田畑 m ² （坪）	②宅 地 m ² （坪） ④山林等 m ² （坪）	
(3) 負債の状況	有・無	負 債 の 内 容 住 宅 ロ ー ン その他（ ）	返 済 月（年）額 円	返済の終了予定 年
(4) 健康保険等の加入状況		①国民健康保険 ②健康保険 ③共済（ ） ④その他（ ） 上記で①以外に加入している場合 については被扶養者として ①認定されている ②認定されていない ③認定手続を採るつもり		
(5) 参考事項・意見				

（記入上の注意）

- 該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。
- 平均月収額は、総収入から所得税、社会保険料、事業経費等を差し引いた額を記

入してください。
3 収入、負債の状況については、源泉徴収票、給与明細書、ローン返済予定表の写し

など、その状況が明らかになる書類を添付してください。
別記第34号様式を次のように改める。

別記第34号様式（第11条関係）

生 活 保 護 費 支 給 明 細 書

町村名
支 所

年 月分

保健福祉事務所名

ケース 番 号	(後見人氏名) 氏 名	領収印	合 計	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	一 時 扶 助			冬季生活 需 要 費	施設事務費	摘 要	支給月日
																		月 日
件	小		計															
件	合		計															

別記第45号様式中「支庁 名」を「保健福祉事務所 名」に、「支庁 名」を「保健福祉事務所 名」に改める。
別記第47号様式中「支庁長 様」を「保健福祉事務所長 様」に改める。
別記第48号様式中「生活保護法による保護施設の廃止（事業縮少）（休止）報告（通知）

書」を「生活保護法による保護施設の廃止（事業縮少）（休止）報告書」に、「北海道知事（市町村長） 様」を「北海道知事 様」に改め、「（第8条）」を削り、「報告（通知）します」を「報告します」に改め、同様式備考2の事項中「施行規則第7条の規定による報

告書については、」を削り、同様式（別紙）中「保護施設の廃止（事業縮小）（休止）報告（通知）調書」を「保護施設の廃止（事業縮小）（休止）報告調書」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の生活保護法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の生活保護法施行細則の規定にかかわらず、当分の間必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道立工業試験場設備使用及び依頼試験分析等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第31号

北海道立工業試験場設備使用及び依頼試験分析等に関する規則の一部を改正する規則
北海道立工業試験場設備使用及び依頼試験分析等に関する規則（昭和32年北海道規則第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表中	「	27	接触角測定装置	3,710円
170円	」を	「	27	接触角測定装置
4,920円	」に、	「	93	その他の試験及び測定機器
円以上29,480円以下	」を	「	93	電源品質アナライザ
1,720円以下	」	「	94	レーザー顕微鏡
		「	95	その他の試験及び測定機器
3,200円				50円
5,480円				750円
600円以上29,480円以下				1,720円以下
				」に改める。
別表第2の1の表1の項中	「		(ハ)	接触角測定
	」		(ヒ)	その他の物性試験
				同1件ごとに

6,100円	」を	「	(ハ)	接触角測定	同
1,600円以上42,900円以下	」	「	(ヒ)	反発係数測定	同
		「	(フ)	その他の物性試験	1件ごと

7,400円	」に改め、同項(2)のイの(ウ)の事項を削り、同項(2)のイの	
2,500円	とに1,600円以上42,900円以下	」

(エ)のaの事項中「1件ごとに 3,200円」を「同 3,200円」に改め、同項(2)のイの事項中(エ)の事項を(ウ)の事項とし、(オ)の事項から(サ)の事項までを(エ)の事項から(コ)の事項までとし、同項(2)のオの事項中(カ)の事項を削り、(キ)の事項を(カ)の事項とし、(ク)の事項から(コ)の事項までを(キ)の事項から(ケ)の事項までとする。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に申込みがされている試験に係る手数料の額については、なお従前の例による。

北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第32号

北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則
北海道立高等技術専門学院運営規則（昭和44年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

別表第1 網走高等技術専門学院の項中「30人」を「20人」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第33号

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則
北海道農政部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定め

る規則（平成12年北海道規則第91号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1の5の項(5)」を「別表第1の8の項(5)」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第34号

北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

北海道立農業大学校管理規則（昭和49年北海道規則第45号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項を削る。

第9条中「前条第1項」を「前条」に改める。

第18条の7中「、第8条第2項」を削り、「前条第1項」を「前条」に改める。

第19条第3項を削る。

第19条の3中「第8条第1項」を「第8条」に改める。

別表養成課程の部を次のように改める。

養	教 養 科 目	必修科目	外国語(2) 数 学 ・ 統 計 学(2)		時間 60	時間
			体 育(2)		45	45
	選 択 科 目	農 村 文 化 論(2) 農 村 経 済 ・ 法 律(2)		60		
		農 村 活 性 化 論(2)		30		
	共 通 科 目	農 業 簿 記(2) 農 業 簿 記 演 習(1) 農 業 機 械 学(2) 農 業 機 械 学 演 習(2) 土 壌 肥 料 学(1) 農 畜 産 加 工 実 習(1)	農 政 ・ 経 済(1) 農 業 経 営(2) 経 営 分 析 論 演 習(1) 経 営 設 計(2) 経 営 設 計 演 習(2)	210	165	
		社 会 ・ 生 活 学(2) 情 報 処 理 演 習(1) 危 険 物(2) 環 境 保 全 農 業 論(1)	アグリビジネス論(2) 溶 接(1) 毒 物 劇 物(2) 農 村 空 間 利 用 論 演 習(1) 稲 作 概 論(1)	105	135	
専 門 科 目	選 択 科 目	乳 牛 飼 養 論(1)				

成 産 経 営 学 科 専 門 科 目	必修科目	肉 牛 飼 養 論(1) 畑 作 栽 培 概 論(1) 野 菜 栽 培 概 論(1)	60		
		家 畜 飼 養 論(1) 家 畜 栄 養 学 I(1) 畜 産 機 械 施 設 演 習(2) 飼 料 作 物 学(2) 家 畜 解 剖 学(1) 家 畜 管 理 論(1) プ ロ ジ ェ ク ト 概 論(1) 専 攻 実 習(8) プ ロ ジ ェ ク ト 実 践 I(2) 体 験 学 習(9) 家 畜 繁 殖 学 I(2) 家 畜 育 種 論(1)	生 物 工 学(1) プ ロ ジ ェ ク ト 実 践 II(10) 卒 業 論 文(4)	1,065	600
	選 択 科 目		家 畜 栄 養 学 II(1) 家 畜 衛 生 学(1) 畜 産 環 境 論(1) 家 畜 飼 養 管 理 演 習(1) 家 畜 衛 生 演 習(1) 家 畜 繁 殖 学 II(2) 家 畜 繁 殖 学 演 習(3) 畜 産 物 加 工 流 通 論(1)		240
	畑 作 園 芸 経 営 学 科 専 門 科 目	プ ロ ジ ェ ク ト 概 論(1) プ ロ ジ ェ ク ト 実 践 I(2) 専 攻 実 習(8) 体 験 学 習(9) 土 壌 肥 料 実 験(1) 植 物 生 理 概 論(1) 畑 作 園 芸 機 械 施 設 演 習(2) 生 物 工 学(1) 生 物 工 学 実 験(1) 作 物 保 護(3)	プ ロ ジ ェ ク ト 実 践 II(10) 卒 業 論 文(4)	1,065	570
			農 産 物 加 工 流 通 論(2)		30
選 択 科 目	選 択 科 目	麦 類 栽 培 論(1) 豆 類 栽 培 論(1) ば れ い し ょ 栽 培 論(1) て ん さ い 栽 培 論(1) 葉 菜 類 栽 培 論(1) 根 菜 類 栽 培 論(1) 果 菜 類 栽 培 論(1)		135	

		西 洋 野 菜 栽 培 論(1)		
		花 き 栽 培 論(1)		
特別活動	学校行事	部・サークル活動	75	75
計			2,685	1,860
			225	

附 則

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 平成18年3月31日において現に北海道立農業大学校養成課程に在校している者に係る履修すべき科目及び時間数の基準については、この規則による改正後の北海道立農業大学校管理規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第35号

北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

北海道沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年北海道規則第71号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第4号中「120万円」の次に「、発光ダイオード式集魚灯を設置する場合にあっては1セットにつき1,300万円」を加える。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

北海道立水産試験場依頼分析等及び設備の使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第36号

北海道立水産試験場依頼分析等及び設備の使用に関する規則の一部を改正する規則

北海道立水産試験場依頼分析等及び設備の使用に関する規則（昭和57年北海道規則第77号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第6条第2項第2号」を「第5条第2項第2号」に改める。

第12条第1項中「第5条第2項」を「第4条第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

北海道漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第37号

北海道漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

北海道漁港管理条例施行規則（昭和32年北海道規則第64号）の一部を次のように改正する。

第3条第10号中「同条第4項」を「同条第3項」に改め、同条第11号中「第16条第5項ただし書」を「第16条第4項ただし書」に改める。

第7条中「、畜養水面又は廃油処理施設」を「又は畜養水面」に改める。

第8条の2を削る。

第9条第2項を削る。

第18条を削る。

第19条第1項中「同条第4項」を「同条第3項」に改め、「並びに前条ただし書の規定による承認」を削り、同条第2項中「第16条第4項」を「第16条第3項」に改め、同条を第18条とする。

別記第2号様式その1中「その1（用地、野積場、漁具干場又は畜養水面の場合）」を削り、同様式その2を削る。

別記第14号様式中「第19条」を「第18条」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正）

- 北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年北海道規則第92号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号から第6号までを削り、第7号を第4号とし、第8号から第10号までを3号ずつ繰り上げ、第11号を削る。

北海道知的障害者総合援護施設条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第38号

	訓 令
北海道知的障害者総合援護施設条例施行規則を廃止する規則 北海道知的障害者総合援護施設条例施行規則（昭和45年北海道規則第113号）は、廃止する。 附 則 この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。 北海道身体障害者総合更生援護施設条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。 平成18年 3月31日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第39号 北海道身体障害者総合更生援護施設条例施行規則を廃止する規則 北海道身体障害者総合更生援護施設条例施行規則（昭和54年北海道規則第38号）は、廃止する。 附 則 この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。 通訳案内業法施行細則を廃止する規則をここに公布する。 平成18年 3月31日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第40号 通訳案内業法施行細則を廃止する規則 通訳案内業法施行細則（昭和24年北海道規則第227号）は、廃止する。 附 則 この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。 北海道国土調査事業負担金交付規則を廃止する規則をここに公布する。 平成18年 3月31日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第41号 北海道国土調査事業負担金交付規則を廃止する規則 北海道国土調査事業負担金交付規則（昭和34年北海道規則第111号）は、廃止する。 附 則 1 この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。 2 この規則の施行の日前にこの規則による廃止前の北海道国土調査事業負担金交付規則の規定に基づき交付の決定をした負担金については、なお従前の例による。	北海道訓令第 5 号 本 庁 出 先 機 関 法規審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成18年 3月31日 北海道知事 高 橋 はるみ 法規審査委員会規程の一部を改正する訓令 法規審査委員会規程（昭和51年北海道訓令第12号）の一部を次のように改正する。 第 2 条第 1 項中「 6 人」を「 7 人」に改め、同条第 3 項第 1 号中「（総務部総務課、人事課、財政課又は法制文書課を担当する者に限る。）」を削り、同項中第 5 号を第 7 号とし、第 2 号から第 4 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 2 号を加える。 (2) 人事局長 (3) 財政局長 附 則 この訓令は、平成18年 4月 1日から施行する。 北海道訓令第 6 号 本 庁 出 先 機 関 損害賠償委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成18年 3月31日 北海道知事 高 橋 はるみ 損害賠償委員会規程の一部を改正する訓令 損害賠償委員会規程（昭和55年北海道訓令第10号）の一部を次のように改正する。 第 2 条第 1 項中「 7 人」を「 8 人」に改め、同条第 3 項第 1 号中「（総務部総務課、人事課、財政課又は法制文書課を担当する者に限る。）」を削り、同項中第 6 号を第 8 号とし、第 2 号から第 5 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 2 号を加える。 (2) 人事局長 (3) 財政局長 附 則 この訓令は、平成18年 4月 1日から施行する。

北海道訓令第7号

本 庁
出 先 機 関

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表の付表を次のように改める。

付表

部	課 名	記 号
総務部	総務課	総 務
	行政改革局大学改革推進室	大 改
	行政改革局行政改革課	行 革
	行政改革局総務業務センター	業 務
	人事局人事課	人 事
	人事局法制文書課	法 文
	人事局職員厚生課	厚 生
	人事局学事課	学 事
	財政局財政課	財 政
	財政局税務課	税 務
	危機対策局防災消防課	防 災
	危機対策局原子力安全対策課	原 安
	北方領土対策本部	領 土
知事政策部	参事	知 政
	知事室秘書課	秘 書
	知事室広報広聴課	広報広聴
	知事室国際課	国 際
	知事室道政相談センター	相 談
企画振興部	総務課	企 総
	地域振興・計画局（計画室、市町村課及び統計課を除く。）	地 計
	地域振興・計画局計画室	計 画 室
	地域振興・計画局市町村課	市 町 村
	地域振興・計画局統計課	統 計
	地域主権局	地 権
	科学 I T 振興局科学技術振興課	科 技

	科学 I T 振興局情報政策課 新幹線・交通企画局新幹線対策室 新幹線・交通企画局交通企画課	情 政 新 幹 線 交 企
環境生活部	総務課 環境局環境政策課 環境局環境保全課 環境局循環型社会推進課 環境局自然環境課 生活局くらし安全課 生活局道民活動文化振興課	環 総 環 政 環 保 循 環 自 然 く ら し 道 文
保健福祉部	総務課 保健医療局医療政策課 保健医療局健康推進課 保健医療局食品衛生課 保健医療局医務薬務課 保健医療局国民健康保険課 福祉局福祉援護課 福祉局高齢者保健福祉課 福祉局介護保険課 福祉局障害者保健福祉課 道立病院管理局 子ども未来推進局	保 総 医 政 健 康 食 品 医 薬 国 保 福 祉 高 福 介 保 障 福 病 管 子 ど も
経済部	総務課 観光のくにづくり推進局 商工局商工金融課 商工局産業振興課 商工局商業経済交流課 産業立地推進局産業立地課 産業立地推進局資源エネルギー課 労働局雇用労政課 労働局人材育成課	経 総 観 光 商 金 産 振 商 経 産 立 資 源 雇 労 経 人 材
農政部	農政課 食の安全推進局食品政策課 食の安全推進局農産振興課 食の安全推進局畜産振興課 農業経営局農業経営課 農業経営局農業支援課	農 政 食 政 農 産 畜 産 経 営 支 援

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

北海道訓令第8号

本 庁
出 先 機 関

北海道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

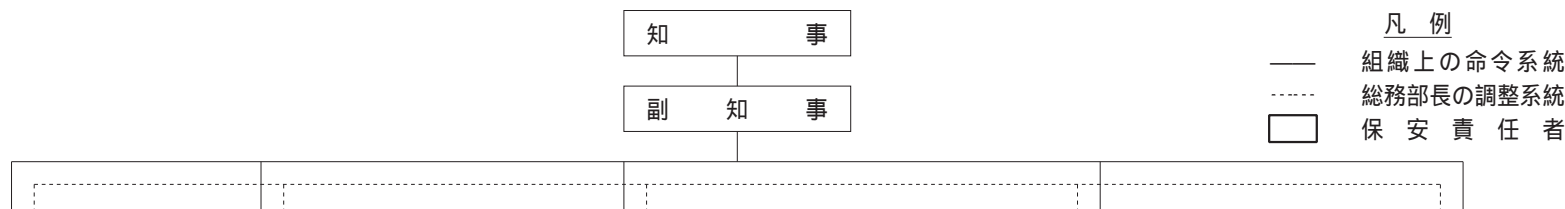
北海道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

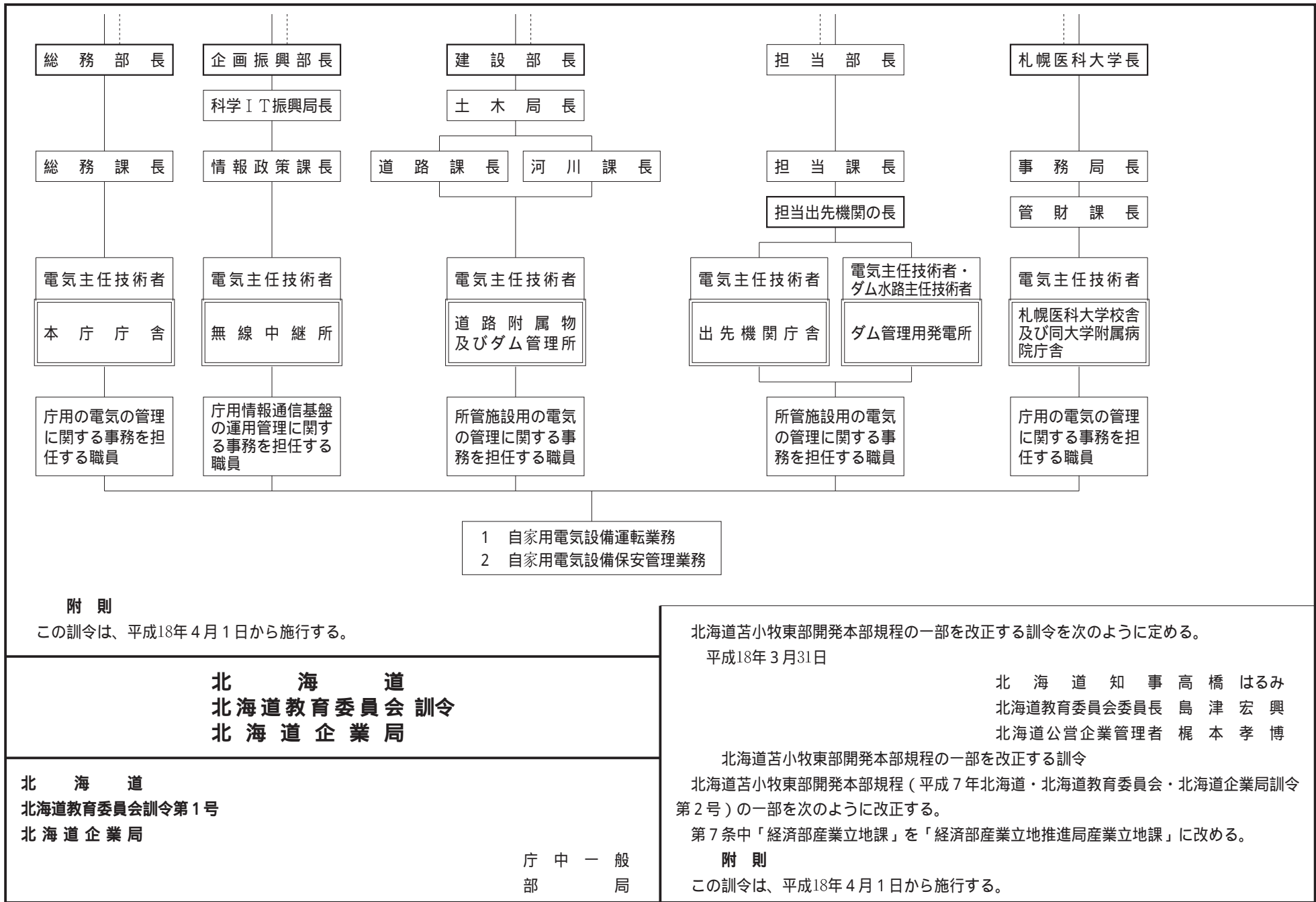
北海道自家用電気工作物保安規程（昭和42年北海道訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中「企画振興部長」の次に「、建設部長」を加える。

別表第1を次のように改める。

保 安 管 理 組 織





北 海 道 北海道教育委員会 訓令 北海道警察本部	
北 海 道 北海道教育委員会訓令第1号 北海道警察本部 庁 中 一 般 部 局 北海道経済・雇用対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成18年 3月31日 北 海 道 知 事 高 橋 はるみ 北海道教育委員会委員長 島 津 宏 興 北海道警察本部長 樋 口 建 史 北海道経済・雇用対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令 北海道経済・雇用対策推進本部設置規程（平成15年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。 第7条中「知事政策部参事」を「経済部総務課」に改める。 附 則 この訓令は、平成18年 4月 1日から施行する。	
北 海 道 北海道教育委員会訓令第2号 北海道警察本部 庁 中 一 般 部 局 消費生活安定会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成18年 3月31日 北 海 道 知 事 高 橋 はるみ 北海道教育委員会委員長 島 津 宏 興 北海道警察本部長 樋 口 建 史 消費生活安定会議規程の一部を改正する訓令 消費生活安定会議規程（昭和50年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。	
第3条第4項中「の部長」の次に「（農政部にあっては、参事監）」を加える。 第6条第4項中「環境生活部生活文化・青少年室生活振興課参事」を「環境生活部生活局くらし安全課参事」に改める。 第7条中「環境生活部生活文化・青少年室生活振興課」を「環境生活部生活局くらし安全課」に改める。 附 則 この訓令は、平成18年 4月 1日から施行する。	
北 海 道 北海道教育委員会訓令第3号 北海道警察本部 庁 中 一 般 部 局 北海道人権施策推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成18年 3月31日 北 海 道 知 事 高 橋 はるみ 北海道教育委員会委員長 島 津 宏 興 北海道警察本部長 樋 口 建 史 北海道人権施策推進本部設置規程の一部を改正する訓令 北海道人権施策推進本部設置規程（平成16年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。 第7条中「環境生活部生活文化・青少年室生活振興課」を「環境生活部生活局くらし安全課」に改める。 附 則 この訓令は、平成18年 4月 1日から施行する。	
北 海 道 北海道教育委員会訓令第4号 北海道警察本部 庁 中 一 般 部 局 北海道青少年健全育成推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成18年 3月31日 北 海 道 知 事 高 橋 はるみ 北海道教育委員会委員長 島 津 宏 興	

北海道警察本部長 樋口 建史 北海道青少年健全育成推進本部設置規程の一部を改正する訓令 北海道青少年健全育成推進本部設置規程（昭和40年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。 第8条中「環境生活部生活文化・青少年室」を「環境生活部生活局道民活動文化振興課」に改める。 附 則 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。 北海道 北海道教育委員会訓令第5号 北海道警察本部 庁 中 一 般 部 局 北海道男女平等参画推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成18年3月31日 北海道知事 高橋 はるみ 北海道教育委員会委員長 島 津 宏 興 北海道警察本部長 樋口 建史 北海道男女平等参画推進本部設置規程の一部を改正する訓令 北海道男女平等参画推進本部設置規程（平成7年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。 第7条中「環境生活部男女平等参画推進室」を「環境生活部生活局参事」に改める。 附 則 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。 北海道 北海道教育委員会訓令第6号 北海道警察本部 庁 中 一 般 部 局 北海道交通安全総合対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成18年3月31日 北海道知事 高橋 はるみ 北海道教育委員会委員長 島 津 宏 興 北海道警察本部長 樋口 建史	北海道警察本部長 樋口 建史 北海道交通安全総合対策本部設置規程の一部を改正する訓令 北海道交通安全総合対策本部設置規程（昭和43年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。 第7条中「環境生活部交通安全対策室」を「環境生活部生活局くらし安全課」に改める。 第8条第3項中「第7条」を「前条」に改める。 附 則 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。 北海道 北海道教育委員会訓令 北海道警察本部 北海道企業局 北海道 北海道教育委員会訓令第1号 北海道警察本部 北海道企業局 庁 中 一 般 部 局 新しい総合計画検討委員会設置規程を次のように定める。 平成18年3月31日 北海道知事 高橋 はるみ 北海道教育委員会委員長 島 津 宏 興 北海道警察本部長 樋口 建史 北海道公営企業管理者 梶 本 孝 博 新しい総合計画検討委員会設置規程 （設置） 第1条 新しい北海道の総合計画（以下「新しい総合計画」という。）の作成を総合的かつ有機的に推進するため、道に新しい総合計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。 （所掌事項） 第2条 委員会は、新しい総合計画について協議し、知事に報告する。 （組織） 第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
---	--

2 委員長は、知事の指名する副知事をもって充てる。

3 委員は、知事の事務部局の部長、参事監及び支庁長、教育庁企画総務部長、警察本部警務部長並びに企業局長をもって充てる。

(委員長の職務及びその代理)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、企画振興部長がその職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(幹事)

第6条 委員会に幹事を置く。

2 幹事は、企画振興部地域振興・計画局計画室長、知事の事務部局の関係課長（課長相当職を含む。）のうちから委員長の指名する者及び支庁の地域振興部長、教育庁企画総務部総務政策局教育政策課長、警察本部警務部警務課長並びに企業局総務課長をもって充てる。

3 幹事は、幹事会を構成し、委員会の所掌事項に関し業務の推進に当たる。

4 幹事会の会議は、企画振興部地域振興・計画局計画室長が招集し、及び主宰する。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画振興部地域振興・計画局計画室において処理する。

(委員長への委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。